「具体的な配慮または工夫の内容」の欄には、景観類型の景観形成方針を踏まえ、該当する項目について太枠内に内容を記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 具体的な配慮または工夫の内容 | 適否 |
| 配置・規模 | 計画地周辺の樹林等の緑や建築物との連続性が感じられる配置・規模とする。 |  | 適・否 |
| 現況の地形や既存の樹林等を活かした配置とし、大規模な地形の改変を控える。 |  | 適・否 |
| 大規模な施設は、周辺景観に配慮し、地域の景観構造を変えない配置とする。 |  | 適・否 |
| 長大な擁壁・法面を生じない造成や緑化等により、周辺になじむよう工夫する。 |  | 適・否 |
| 形態・意匠 | 外壁面は、長大とならないよう壁面を分割・分節するなど工夫する。 |  | 適・否 |
| 屋外階段、建築物に付帯する設備類は、建築物本体との一体的な形態・意匠となるよう工夫する。 |  | 適・否 |
| 光沢のある素材や反射する素材などの著しく突出する素材の使用を控える。 |  | 適・否 |
| 外壁または屋根の色彩は、色彩基準の一覧表の範囲内とする。 |  | 適・否 |
| 外構、付属施設 | 敷地の道路際は、周辺となじむよう緑化を工夫する。 |  | 適・否 |
| 駐車場・ゴミ置き場等の付属施設は、景観の向上に資するよう、周辺と調和する配置や緑化、遮へい措置等を工夫する。 |  | 適・否 |
| 擁壁、塀、柵等を設置する場合は、工作物の基準（景観計画P36・37）に準ずる。 | ※『景観チェックリスト　～工作物の建設等②擁壁、塀、柵等～』へ記載してください。 |  |

【共通基準】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区域 | 景観形成基準 | 具体的な配慮または工夫の内容 | 適否 |
| 里地景観ゾーン | 高さ１３ｍを超える建築物は、地域の自然構造を踏まえ、背景となる斜面林等の周辺の樹林の高さからできる限り突出しない配置・規模を工夫する。 |  | 適・否 |
| 造成により既存の樹林等を伐採する場合は、周辺の緑の景観を断ち切らないようにする。 |  | 適・否 |
| 敷地の道路側は、周辺の樹林等の緑の連続性を維持するよう生垣等により緑化を図る。 |  | 適・否 |
| 商業地景観ゾーン/駅周辺景観拠点 | 道路に面した１・２階の低層部分は、壁面の位置の後退等により、ゆとりのある空間を確保するとともに、大きな壁面が生じないよう工夫する。 |  | 適・否 |
| 自然素材を活用したり、多くの人々が目にする出入口周辺では花壇やプランター、ベンチ等を配置するなど、おもてなしの表情づくりを工夫する。 |  | 適・否 |
| 歴史景観拠点 | 地域の特徴を創出する建築形態、素材及び色彩を積極的に取り入れるなど、伝統を感じさせる工夫をし、歴史・文化的資源との調和を図る。 |  | 適・否 |
| 沿道沿線景観軸 | 道路沿いは、壁面の後退等により、ゆとりのある空間や緑化スペース等を確保する。 |  | 適・否 |

【個別基準】